

意見募集（H29.12.25～H30.1.31）に係る意見に対する策定委員会の考え方

●中間素案全体について

	意見の概要	策定委員会の考え方
1	文字の表現レベルと文章の理解度レベル、動作レベルをどのレベルにするのですか。読めば100%理解できる⇒マニュアルレベルにするのですか。	条例施行の際には条文だけではなく「解説」や「考え方」を作成し、趣旨を理解してもらいやすいよう工夫してほしいと市に考えを伝えたいと思います。
2	橋本市自治基本条例の理解者(人)リーダー、教育、伝道者(市組織?)が本部組織に必要ではないですか。	本条例は、市民・議会・行政など多くの方に知っていただき、使っていただくことで生かされるものだと考えています。そのため、行政はもちろんですが、市民も本条例の理解者等になる必要があると考えています。 策定委員会としては、行政にもそういった方が必要だと考えていますので、市にその考えを伝えたいと思います。
3	自治基本条例について、将来を見通し最低20年は適応出来る条例の検討をお願いしたい。	本条例素案には、第8章に「条例の検証及び見直し」の条項を盛り込むことを考えています。本条例はまちづくりを進める上で基本となると考えているため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっていないかなどを検証し、市民参画のもとで、実効性のある条例であり続けるように橋本市全体ではぐくんでいきたいと考えています。
4	協働という言葉について、市民からすると、責任逃れの感じがします。また、協働をはぐくむとありますが、「はぐくむ」は親鳥が羽でくるんで雛を育てるさまから来ている言葉で、養育・動物を育てる意味だと思うので、タイトルとしてはそぐわない気がします。もっと適切な言葉はありませんか。	本条例は、市民の「自分たちのまちをよくしたい」という気持ちを後押しするための条例だと考えています。そのためにも、市民も当事者意識を持ちながら、みんなで力を合わせて取り組むことが必要不可欠だと考えています。 また、「はぐくむ」という言葉についてはご指摘のとおりの意味もありますが、「大切に守り、大きくする」「大事に守って発展させる」という意味から「はぐくむ」という言葉を選びました。愛情がなければ「はぐくむ」は成り立たないと思いますので、本条例にも橋本市にも愛情を持って、みんなではぐくみたいという想いを込めました。

5	<p>条文が平易で小学生でも分かるような言葉で書かれていて、条例としての重みに欠けると思いました。また、協働やはぐくむという市民に寄り添った流れが主になっており、市としては住みよい・安全・福祉など、平和裏に納める傾向が感じられました。弱いものを助けることは大切ですが、弱いふりをしている人に対して、真面目に働き、それを支える若者に元気を与える言葉がほしいと思います。</p>	<p>本条例素案は、市民と行政が力を合わせて元気なまちをつくらうという趣旨のもと策定に取り組んでいます。また、読みやすく、理解しやすいようにするとともに、親しみをもっていただきやすいように、あえて「です・ます調」にしたいと考えています。</p>
6	<p>発言するのは1の力、それを纏めるのは10の力、それを実行するのは100の力が要ると言われます。法の運営は人にあると言われます。低迷する市政の立て直しには法令よりは、市役所体質の改善が近々の課題ではないかと思えます。総花的な政策ではなく、目的を絞り込み勇気をもって市政に取り組んでもらうようお願いします。</p>	<p>今後急速に進むと推測されている人口減少、少子高齢化に対応するためにも、より一層行政内部でも連携を取り合ってもらいたいと考えています。 また、本条例は、市民の「自分たちのまちをよくしたい」という気持ちを後押しするための条例だと考えていますので、市民も自分たちのまちに関する「自分ごと」と捉えて積極的にまちづくりに参画する必要があると考えています。</p>

●前文骨子

	意見の概要	策定委員会の考え方
7	<p>前文骨子の⑤に「一人ひとりが彩り豊かに…」という表記がありますが、抽象的な表現のため、納得し難いと思います。例えば、「一人ひとりが、個性を生かしながら心豊かに…」等の方が理解しやすいのでは。</p>	<p>「一人ひとりが彩り豊かに…」という表現の中に「個性を生かす」という意味も込めました。</p>

●第1章 総則

	意見の概要	策定委員会の考え方
8	<p>何の為に、今条例制定が必要なのか？を大項目、中項目、小項目を詰める時間をとるべきだと思います。</p>	<p>本条例は、市民の「自分たちのまちをよくしたい」という気持ちを後押しするための条例だと考えています。そのために、まちづくりに関する理念や基本的なルール、仕組みを作る必要があると考えました。 また、本条例を絵に描いた餅にしないために、私たちも策定委員として参画し、本条例素案策定に携わっています。</p>
9	<p>なぜ今基本条例が必要なのか。絵に描いた餅にならないかと心配しています。条例によって何を目的に謳うのか明確に示す必要があると思います。</p>	<p>加えて、本条例を制定するだけでなく、本条例を抛り所として、一人ひとりが主体的に「自分ごと」として取組み、地域での活動などを積極的に行うことが必要不可欠であると考えています。</p>

10	1章1条 「…自立した地域社会…」の表現がありますが、この「自立」は経済的なものか、生活環境なのか人によって理解内容が異なると思われます。後述の13条にある「…自立した財政運営…」を言うなら、1条は「…財政の自立した地域社会…」とした方が分かり易いのでは。	基本的には地域社会全体の自立のことを考えています。
11	橋本市自治基本条例単語集・定義集(手帳スタイル)が必要ではないですか。	策定委員会としても、必要だと思います。その趣旨を市にも伝えます。
12	第2条の(1)は無くてよいのでは。 (2)市民：日本国籍を持ち次のいずれかに該当する人、と是非国籍条項を入れてほしい。	第2条(1)の「私たち」の定義については、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治の主体を表現する手段として、「私たち」という主語を用いてはどうかと考えています。
13	反対です。橋本市のことは住民の代表として選挙で選ばれた議員に私たちは託しているはずで。国籍が日本かどうかかわからない市民という曖昧な人たちに自治を任せたくありません。	
14	条例の対象となる「市民」の定義を異常に拡大しています。住民と居住者を等しく「市民」として、ひとくくりにして定義することは、自治体と住民との法的関係から見ても大きな問題があるのではないのでしょうか。 中間素案にある「市民」の定義は、法律の規定はもとより、一般常識ともあいられるものではありません。地方自治法第10条には、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と規定しています。非居住者にはそうした義務はありません。	また、国籍や住所の有無にとらわれず、橋本市や地域のことに興味を持ち、関わってくれる方々とも一緒にまちづくりを行いたいと考え、橋本市に関わる人々を広く捉えられる定義にしてはどうかと考えました。協働を推進する上で、幅広い人々と協働していくことが、橋本市のまちの発展につながることも考えています。 そういった方々も含めて、一人ひとりが「自分ごと」と捉えて主体的に考え、お互いに協力し補完し合いながら、自ら創造したり解決したりすることが自治ではないかと考えていますので、「自治を任せる」のではなくみんなで協働してまちづくりや自治を行いたいと考えています。
15	反対です。橋本市のことは住民の代表として選挙で選ばれた議員に私たちは託しているはずで。国籍が日本かどうかかわからない、市民という曖昧な人達に自治を任せたくはありません。	さらに、市民のみなさんの活動や取組みを縛るものではなく、積極的かつ能動的に活動していただきたい、加えてその活動を後押しするような条例にしたいと考えているため、責務や義務ではなく「役割」という表現を用いました。
16	条例の中の市民という表現には違和感を感じます。橋本市に住民票のない人達、団体も入ってくるのでしょうか。そのような人達が本当に橋本市のことを考えてくれるのか不安です。	

17	第3条 基本理念について、地域とは、どんな規模の概念ですか。住み慣れたとはどんな概念ですか。	住み慣れた地域とは、一人ひとりが生活する日常生活圏域から橋本市全体のことまでを指すと考えています。
18	第3条は、住み慣れた「郷土を愛し」、としてはどうですか。	策定委員会で検討します。
19	第3条は、「…安心、安全な生活」を「安心、安全で輝きのある生活」としてはどうですか。特に基本理念では「安心、安全」のみならず、市民個々が様々な局面で「輝く生活」をおくれるようにしたいものです。	策定委員会で検討します。
20	第4条 基本原則について、姿を実現する為に、誰が～、誰と、どこで、どのように、の行動基準と思考レベルが必要だと思えます。基本理念に「地域」があるので、地域や場所についても必要です。また、地域の特徴を細かく洗い出し、地域を類型化することも必要だと思えます。	策定委員会で検討します。 ご提案いただいている地域の特徴の洗い出しや類型化は、条例制定後に条例を推進していく上で有効な方法であると思えますので、市に提案します。
21	第4条(2)「市民は、まちづくりの主体として、積極的に参画する」とありますが、主体は市当局だと思えます。	今まで以上によりよい橋本市にするために、地域のことをよく知る市民が、自分たちのことは自分たちでという意識を持ち、主体的かつ積極的にまちづくりに参画することが必要です。

●第2章 市民

	意見の概要	策定委員会の考え方
22	第5条(1)「主体的に」は「積極的に」としてはどうですか。	策定委員会で検討します。
23	条例で縛る権限責任の所在を明確にするため、各条文に主語を明記した方がよいと思えます。 第5条の主語は、「市民は」としてはどうですか。	中間素案の時点では、みなさんからご意見をいただきやすいように、あえて箇条書きの形をとりました。 ご提案については策定委員会で検討します。

●第3章 市議会

	意見の概要	策定委員会の考え方
24	第6条(1)の条文は簡素化して、「市民の代表として議決の責任を負い…」としてはどうですか。	第3章は、「橋本市議会基本条例」を尊重しており、詳細については「橋本市議会基本条例」によることとしています。
25	第6条の主語は、「市議会は」としてはどうですか。	

●第4章 市長等及び職員

	意見の概要	策定委員会の考え方
26	第7条(2)は必要でしょうか。第2条(4)の定義では、市長等の中に市長が含まれているので、市長と市長等の役割がわかりにくいと思います。	策定委員会で検討します。
27	公助の役割をもっと広くしてはどうですか。	本条例は、市民の「自分たちのまちをよくしたい」という気持ちを後押しするための条例として策定に向けて進めています。
28	第8条 「職員は全体の奉仕者…」を「職員はわたしたちの奉仕者…」としてはどうですか。	策定委員会で検討します。
29	第8条の主語は、「職員は」としてはどうですか。	策定委員会で検討します。

●第5章 地域づくり

	意見の概要	策定委員会の考え方
30	第9条(1)「安心して」を「健康で心豊かに暮らす」としてはどうですか。	策定委員会で検討します。
31	第9条(1)の主語は、「わたしたちは」としてはどうですか。	策定委員会で検討します。

32	<p>橋本市にはブロック体制(地区運営体制)や、統治システムを構築する為の検討が必要だと思えます。現在の区長、自治制度は将来崩壊することを想定し、地域運営組織を構築する必要があります。区長、自治体制を取りやめ、市議員もブロック代表にする。橋本市は10ブロック位?が必要だと思えます。地区の意見をまとめ、個人と組織の整合性をとるのは、かなりの期間と教育が必要であると思えます。市、議会が原案作成⇒ブロックが説明を受け検討⇒決定後⇒実施(ブロック⇒細部組織)すべて統治長が取りまとめる。原案作成者が細部組織にも説明責任を持つ。決定後は統治長が責任を持つ。市議員が確認責任を持つような責任体制を構築する。こういった構築が必要ではないですか。</p>	<p>本条例制定後に検討するよう、市に伝えます。</p>
33	<p>第10条 地域運営組織は、一定のまとまりのある地域と定義され、区や自治会と連携する旨が述べられています。しかし、自治会が高齢化で、組織運営もままならない状況にあると言えます。この上地域運営組織を加えることは、現実的ではないと考えます。</p>	<p>区・自治会は地域コミュニティの中核として、地域における多様な分野で重要な役割を担ってきました。地域運営組織は、区・自治会の負担を増やすのではなく、一定のまとまりのある地域内で、区・自治会をはじめとする地域内の様々な組織・団体が連携することによって、女性や若者などの新たな層の地域参画を促し、これからの地域コミュニティの担い手として主体的に参画していただくことで、まちづくりの礎である区・自治会の活性化にも繋がる相乗効果が期待できます。</p>
34	<p>第10条(3)「地域運営組織は、地域における共通の課題と取組み、地域の特性を生かし市・区・自治会と連携をしながら運営する」としてはどうか。また、(2)との整合性を採り削除してもよいと思えます。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>
35	<p>第10条の主語は、「市民は」としてはどうか。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>
36	<p>本条例素案において、自治の最少基本単位は市民個人ではなく、「地域運営組織」であると考えますが、それにより持ち上げられる行政課題を集約して、市全体の方向性との調整及び地域間バランスを取り、市による市政執行に反映すると理解で良いでしょうか。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>

37	この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。	市民と議会の関係については、「橋本市議会基本条例」にも明記されています。本条例素案は、「橋本市議会基本条例」を尊重しています。
38	この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。	
39	<p>反対です。 自治基本条例と名前を聞くと良さそうに思えますが、中身は議会軽視の条例です。 橋本市の大切なことは、選挙で選ばれた議員により、橋本市の課題や未来について検討され最終的に民主主義の原則によって決められるべきです。 ところがこの条例には地域運営組織なるものを新たに組織し、その組織が選挙で選ばれた議員で構成される議会よりも優位な位置にしようとする意図が感じられます。さらにその地域運営組織の構成員には「市民」と称する国籍が全く問われない個人、団体になっています。 どうしても制定したいのであれば、 ①最低限日本国籍を有する者以外は地域運営組織の構成員として認めないとすべきです。 また、②地域運営組織での提言等は最終的に議会の審査と承認を得ることにすべきなのは当然です。 上記①②が担保されない限り制定すべきではありません。</p>	本条例素案は、「橋本市議会基本条例」を尊重したものであり、議会軽視の条例ではありません。
40	この条例では、議会と市民の組織との関係が曖昧です。というより市民組織が上位になっているとしか思えません。反対です。	(37、38と同じ意見が届いています)

41	<p>第5章地域づくり、第6章市政運営、第8章条例の検証及び見直しについて、「地域主体の街づくり」とは何を意味しているのでしょうか。「住民」とは異なる納税義務も持たない「市民」と称する人々の「コミュニティ活動」や「民間非営利組織」への活動支援や費用の助成等の施策を講ずるとしてあり、これは、納税者である住民の意思を無視した条例と言わざるを得ません。</p> <p>また、「地域運営組織」や「民間非営利組織」とは、一体誰によって、何のために作られるのか理解できません。自治体に居住する住民が、選挙によって自分達の代表として市長と議員を選び、その本来の自治のあり方に反し、行政や議会といった正規の組織とは別に市民の組織を作り、権力の二重構造を作り上げるものではないでしょうか。</p> <p>橋本市自治基本条例の中間素案に対しては、反対します。</p>	<p>本条例素案は、「橋本市議会基本条例」を尊重したものであり、議会軽視の条例ではありません。</p>
42	<p>要約筆記者が少ない為、派遣した時に対応していただけない場合があります。要約筆記者を増やしてほしいです。</p>	<p>本条例素案に具体的に盛り込むことは難しいと考えていますが、そういった活動を行っている方の後押しができるような条例になるよう、条例素案づくりの策定に努めたいと考えています。</p>

●第6章 市政運営

	意見の概要	策定委員会の考え方
43	<p>第6章の「考え方」のコラムは分かり易く表現されていて良かったと思います。地方自治法義務を超えてでも実施するという、意欲を感じました。</p>	<p>第6章の「考え方」に記載した総合計画（基本構想）については、地方自治法上の策定義務ではありませんが、本条例に位置付ける必要があると考えました。</p>
44	<p>第12条 「まちの将来像」を「橋本市の将来像」としてはどうですか。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>
45	<p>第12条(1)の主語は、「わたしたちは」としてはどうですか。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>
46	<p>第13条(1)は、「自立した財政運営を行うため、市長等自らの判断と責任で財政を確保して予算を編成し、市民の信託を受けた市議会に諮り、使途を決定する」としてはどうですか。</p>	<p>策定委員会で検討します。</p>

47	第13条(2)の主語は、「市は」としては どうですか。	策定委員会で検討します。
48	第13条(2)では総合計画を行政推進の基 準に考えているので、よいと思います。	策定委員会で検討します。
49	第14条(1)で「毎年度行政評価」とあり ますが、総合計画の実施計画は3年ごと であり、全体的にはそれくらいの期間で 良いのではないのでしょうか。期間内に完 了する事業についてはその事業毎の事後 評価は必要だと思います。	策定委員会で検討します。
50	第14条(1)の主語は、「市は」としては どうですか。	策定委員会で検討します。

●第7章 条例の位置付け

	意見の概要	策定委員会の考え方
51	第15条の主語は、「わたしたちは」とし てはどうですか。	策定委員会で検討します。
52	第1条目的及び、第15条条例の位置付け について、市で制定されている条例の中 で、自治基本条例が「最高条例」である と読み取れます。他の条例の改廃にまで 関与するこの条例を、尊重・遵守まで求 める事は、他の条例に対する優位性を規 定している事になります。本来、地方自 治体は、日本国憲法とその付随法令に よって、存立の基礎、責務、権限等を授 与された憲法秩序内の存在です。従っ て、この様な条例を制定する事は、法理 上も矛盾であり、政策的にも妥当とはい えないと思います。	ご指摘いただいた点は、策定委員会でも何度も慎重 に議論を重ねたところです。議論を重ねた結果、本条 例素案では、自治やまちづくり、協働の推進におい て、今後様々な条例や施策を展開していく中で、橋本 市を住みよい豊かなまちにするため、本条例素案全般 に係る趣旨を理解し、尊重して進めていただきたいと 考えて盛り込んでいます。

●第8章 条例の検証及び見直し

	意見の概要	策定委員会の考え方
53	第16条・第17条ともにはぐくむで埋め 尽くされています。もっと適切な言葉 を探してください。	本条例名称と、第16条・第17条のキーワードは一 致させています。策定委員会で検討します。
54	第17条 はぐくむ委員会について、市民 の参画を求めるとなっていますが、どの ように参画できるのかよく解りません。 現在活動を進めている社会教育団体等 の意見を聞いてもらえる機会が設けら れるのか不安です。今までの市の提案は一方 的で決まってからしか伝わって来な かったので、同じようにならないように してほしいと思います。	はぐくむ委員会への参画方法等については、詳細は 本条例ではなく別に定めてはどうかと考えています。 ご意見を踏まえて、情報共有や市民参画によって、 橋本市全体が協働してまちづくりを進められるよう な条例素案の策定に努めます。